

NO	Q	A
1	この事業の目的は何ですか。	飲食物品等の持続的な供給に要する費用の指標（コスト指標）の作成に向けた検討やコスト指標の活用を促進するため、民間団体等によるコスト指標の作成等を図る取組や、コスト指標等を用いた取引及び消費者理解を促す取組の実証を支援することを目的としています。
2	対象となる実証事業の区分はどうなっていますか。	① コスト指標作成等実証事業 ②消費者理解増進実証事業 の2区分です。
3	区分①と②のどちらか一方のみを実施することはできますか。	今回の公募においては、区分①の実施を必須とし、区分②の実施を任意としています。このため、区分①のみを実施することは可能です（区分②のみの実施は不可）。
4	公募期間はいつからいつまでですか。	令和8年5月18日～令和8年6月10日17:00（必着）です。
5	補助事業の実施期間はいつからいつまでですか。	交付決定日から令和9年2月26日までです。
6	応募要件は何ですか。	生産から販売までの事業者および農林漁業者を参画させることとしていること等が必要です。詳細については、公募要領をご確認ください。
7	生産から販売に至るすべての段階の事業者・生産者の参画が必要ですか。	その飲食物品の生産、製造、加工、流通、販売の各段階のうち、全ての段階の事業者・生産者が参画する必要があります。
8	個人事業主は応募できますか。	生産から販売までの全ての段階の事業者・生産者を参画させるなど、要件を満たす場合は、応募可能です。
9	1者で複数品目を対象としても良いですか。	同一事業者が複数品目について応募することも可能です。ただし、品目ごとに、参画する事業者・生産者や、課題・検討方針などが異なると考えられるため、課題提案書においては、どの品目についての記載内容であるか、わかるように記載してください。
10	人件費は補助対象になりますか。	事業に直接従事する人件費は対象です。
11	設備購入費は補助対象ですか。	実証に真に必要な設備・機材であれば対象です。
12	旅費交通費は対象になりますか。	実証に必要な出張に係る旅費は対象経費として計上できます。
13	自社製品を購入する場合は補助対象ですか。	自社・関係会社からの調達には利益相当分を排除した原価基準でのみ認められます。
14	消費税仕入控除税額の扱いはどのようにになりますか。	控除相当額が明らかな場合は補助申請額から減額して申請します。
15	交付決定後でないと着手できませんか。	原則として交付決定通知後に着手いただけます。やむを得ない場合は交付決定前着手届を提出すれば着手可能です。
16	契約は必ず一般競争入札が必要ですか。	原則一般競争ですが、合理的理由があれば指名競争または随意契約も可です。
17	業務を第三者へ委託する場合、どのような手続きが必要ですか。	委託内容と契約書案を事前に提出し、事務局の承認を受ける必要があります。
18	個人情報はどうに扱いますか。	本事業の実施により知り得た情報については、個人情報保護法に基づき、適正に取り扱ってください。
19	応募提案書のページ数・形式の指定はありますか。	指定の課題提案書を使用し、必要項目が満たされていればページ数制限はありません。
20	応募に必要な提出書類はどのような書類になりますか。	課題提案書の様式を作成しておりますので、公募要領とあわせてご確認ください。
21	申請方法を教えてください。	公募ホームページから応募書類のフォーマットをダウンロードいただき、応募書類を作成してください。提出書類一式と合わせて公募ホームページに記載のある事務局のアドレス宛に添付の上送付してください。詳しい内容は公募要領に記載されておりますので、ご確認ください。
22	審査結果はいつ頃、どのようにいただけますか。	審査結果は応募締切日から約1か月を目途に、ご連絡いたします。